

平成 19 年 12 月 21 日に「振り込め詐欺被害者救済法」（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号））が公布され、平成 20 年 6 月 21 日に施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の被害により、預貯金口座に振り込まれたまま残している資金（被害金）の返還手続きを定めたものです。この法律に基づき、預金保険機構と連携し、被害者の方へ被害回復分配金のお支払いをしています。

[◇JAバンクホームページ「振り込め詐欺にあわれたお客さまへ」](#)

●決定表の閲覧請求方法のご案内

被害回復分配金支払申請をされた方は、支払該当者が決定した後、決定表を閲覧することが可能です。

決定表の閲覧を希望される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、決定表の閲覧請求の対象者は、当該口座に関する被害回復分配金支払申請を行われた方またはその代理人のみとなります。

また、閲覧の際、決定表の複写、写真撮影は法令により禁止されています。

・請求方法

ご連絡いただきましたら、後日「決定表閲覧請求書」をお送りいたします。お送りいたしました「決定表閲覧請求書」に必要事項をご記入いただき、必要書類を添付の上、下記お問い合わせ先にお送りください。

・閲覧時に必要なもの

本人確認をさせていただきますので、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類をご持参ください。

・閲覧場所

JA筑紫 本店 （閲覧時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時）

・お問い合わせ先

住所：福岡県筑紫野市杉塚三丁目 3 番 10 号

部署：JA筑紫 金融共済部 推進課

電話：092-924-3271